

令和4年度・第30回農業委員会総会議事録

開催日 令和4年9月26日(月) 13:00～14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員 (19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (0名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員 (2名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 5 番 _____ ⑩

_____ 6 番 _____ ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ⑩

令和４年度 第２９回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

報告第 １０５号 農地形質変更届の専決処分について

報告第 １０６号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第 １０７号 非農地証明発行の専決処分について

６ 議 事

議案第 ３４２号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第 ３４３号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第 ３４４号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第 ３４５号 農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 ３４６号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 ３４７号 非農地証明願承認について

議案第 ３４８号 農地法第３条許可指令書の取消し願いの承認について

議案第 ３４９号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第 ３５０号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第 ３５１号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について

議案第 ３５２号 農用地利用集積計画案(利用権設定)の意見決定について

議案第 ３５３号 農用地利用集積計画案(所有権移転)の意見決定について

議案第 ３５４号 農用地利用集積計画案(農地中間管理権設定)の意見決定について

議案第 ３５５号 農地の公売参加資格認定の処分決定について

７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

「 1 3 : 0 0 開会」

会 長 第 2 9 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 3 0 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 9 名、欠席委員はなしです。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 1 9 名です。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをご覧ください。

9 月 5 日に定例常設委員会がマリンパレスかごしまで開催され会長が出席されています。

次に、鹿児島県農業委員会女性農業委員の会総会・研修会が志布志市で開催され、薬師寺委員、新屋委員、高橋委員、事務局から西が出席しています。

続いて、8 日・9 日に定例現地調査を実施しております。

次に、13 日に第 2 9 回運営委員会が本庁舎 5 0 2 会議室にて開催されております。

1 4 日に第 1 8 回産業祭 & J A フェスタ実行委員会が J A 北さつま川内総合支所で開催され、会長が出席されています。

2 2 日は、令和 4 年度第 1 回男女共同参画審議会が本庁舎防災センター 6 0 1 会議室で開催され、梶原委員が出席されています。

そして、本日第 3 0 回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの開催となっております。

以上、説明を終わります。

議 長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、先月５日に開催されました、第２９回薩摩川内市都市計画審議会について、下茂代理から報告をお願いいたします。

下茂代理 ９番下茂が報告いたします。

第２９回薩摩川内市都市計画審議会都市計画の内容を報告いたします。

当日は説明のみで意見の徴集は行わないということで説明だけありました。

まず下水道について、用途地域について、今年度の都市計画地域について、立地適正計画の防災指針についての説明で会議は終わりました。この会議に対して、委員の方から文書でいただきたいということで、私は下水道についてと用途地域について、質問をいたしました。

現在は合併浄化槽で処理され、水路に流されている。早急に下水道については、別々に処理が必要である。特に農業用水に利用されているところは改善が必要である。この質問に対して、審議会の回答は、都市計画に定められた下水道の排水地域については、雨水と汚水が別々に処理されるよう整備を進めていく。それ以外の区域については、合併浄化槽で水質改善を図った汚水処理を進めていくこととなります。

次に、用途地域について、建築物が建つのは、やむを終わえないが、

まだまだ水田等が多く、ブロックオルコンの境界に水が溜まる傾向にあり、農家が排水に苦慮しているという質問に対し、用途地域に限らず、農地の宅地化等による土地利用形態の変化が見られることから、土地利用協議等の手続きについては、汚水処理の協議をしておりますが、土地所有者の財産権の制限が難しいことから、開発を認めないことや面積を縮小させることは困難である。という回答をいただきました。

以上、報告を終わります。

議 長 次に、９月８日～９日に開催された鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会について、薬師寺委員から報告をお願いいたします。

薬師寺委員 １２番薬師寺が鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会に出席しましたので報告いたします。９月８日・９日に志布志市であり、新屋委員、高橋委員、西局長代理の４人で出席しました。

令和４年度総会があり、その後ワークショップでこうすればいいね農業委員会活動と題して、グループ編成で実施されました。

２日目は視察研修があり、鹿児島堀口製茶の茶積み機や除草機械の自動化や情報のネットワークやＡＩを駆使して害虫や霜害に対するスマート農業を推進、世界のどこにいても日本茶が生活の中にある世界の高見を目指している堀口製茶の研修でした。

次に、株式会社さかうえで、契約栽培でばれいしょ、キャベツ、ピーマン部門、牧草事業サイレージ部門、畜産事業として、２０１９年より事業が始まったばかりのところでしたが、里山牛として、耕作放棄地で自然放牧し、自社生産事業で育て、牛が下草を食べることで、有害鳥獣のすみかを無くし、牛の排泄物が有機飼料として、田畑に還元され、農村社会の持続的発展を目指しています。

里山牛は、ヘルシー、低カロリーでさっぱりとした味わいが特徴で適度な油と赤身のうまみを味わうことができるそうです。牛たちは好きなときに食べ、好きなときに寝るのキャッチフレーズでがんばっている会社でした。

二社とも時代に合う経営をされていることころでした。以上です。

議長 次に、９月２２日に開催された令和４年度第１回男女共同参画審議会について、梶原委員から報告をお願いいたします。

梶原委員 ８番梶原です。９月２２日に本庁６０１会議室において薩摩川内市男女共同参画審議会がありましたので、報告させていただきます。

担当課がコミュニティ課になったということで、それについて説明がありました。

平成２８年度から令和７年度までの基本計画がありまして、その中で令和４年度の進捗状況の説明がありました。

以上、多岐にわたった活動でありまして、コミュニティ課、学校教育課、子育て支援課、高齢介護福祉課と多くの関係課が関わっています。予定の時間を超すほどの活発な意見がありまして、非常に充実した審議会でした。以上です。

議長 只今報告がありましたが、他に何か、御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
5 番：乙須 紀文 委員
6 番：岸 広光 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第 1 0 5 号「農地形質変更届の専決処分について」を
議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 0 5 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。
位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号 4 番の 1 件です。登記地目 田 2 筆 1,386
㎡の届出がありました。
内容といたしましては、盛土をして、土地の有効利用を図るた
め、畑とするための届出となります。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると
認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴
う周辺農地等への被害防止対策実施要領 3 の規定により、処理い
たしましたので報告いたします。
以上で、報告第 1 0 5 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 1 0 5 号の説明が終わりました。こ
れにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 1 0 5 号を終ります。
次に、報告第 1 0 6 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解
約通知の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 1 0 6 号を説明いたします。資料は 3 ページから 6 ペー
ジをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号 3 3 番から 4 8 番までの 1 6 件です。
登記地目、田 8 筆 5,584 ㎡、畑 1 6 筆 12,455 ㎡、合計 2 4 筆 18,039

m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号33番から35番と41番の4件です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第106号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第106号の説明が終わりました。これにつきまして、何かご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第106号を終わります。
次は報告第107号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第107号を説明いたします。資料は7ページから8ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号47番から53番までの7件で、登記地目 田8筆 3,152 m²、畑3筆 1,343 m²、合計11筆 4,495 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第107号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第107号の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第107号を終わります。
それでは、会次第6の議事に入ります。
次は、議案第342号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 4 2 号を説明いたします。資料は、9 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

 今月の申請は、受理番号 1 0 番の 1 件で、登記地目 田 2 筆 2, 220 m²の申請がありました。

 内容といたしまして、1 番は、共同住宅と駐車場の目的で申請されるものです。一部施工済のため、始末書添付となっています。

 以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

 以上で議案第 3 4 2 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

 ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 1 7 番、永留が、1 0 番を報告します。
 位置図 2 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。

 申請地の現況は、田で耕作されておりません。

 また、農地の一部分に盛土がされており、始末書が添付されています。

 申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

 以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

 以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

 議案第 3 4 2 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 3 4 2 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達するこ

とに決定いたします。

次は、議案第343号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第343号を説明いたします。資料は10ページから13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号59番から68番までの10件で、登記地目 田9筆7, 337㎡、畑11筆4, 278㎡、合計20筆11, 615㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号59番は駐車場、65番は月極駐車場で申請されるものです。65番は、3413番2 雑種地外2筆 実測面積154.28㎡と一体利用で、実測総面積3,932.05㎡となります。

受理番号60番から64番、66番から69番は、一般住宅、建売住宅と通路、共同住宅と駐車場、建売住宅、宅地分譲、貸診療所の目的で申請されるものです。

受理番号61番は、2147番1 宅地 外1筆1,126.42㎡と一体利用で総面積2,024.42㎡です。

また、一部施工済のため、始末書添付となっています。

62番は、1467番8 宅地 外2筆 201.73㎡と一体利用で総面積1,451.73㎡となります。

受理番号68番は、貸診療所（動物病院）の目的で申請されるものです。583番 宅地 338.72㎡と一体利用で総面積531.72㎡となります。

以上10件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第343号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

枇杷委員

1番、枇杷が59番から63番を報告します。

9月9日、箱川委員、事務局の梶原職員、平野職員と現地調査を行いました。

まず、59番について、位置図3ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されておらず保全管理されていきました。

次に、60番について、位置図4ページ、調査表4ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておらず荒地でした。

次に、61番について、位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。申請地の登記現況は、畑ですが、隣接の宅地を解体して捨土で造成されていきました。

次に、62番について、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておらず保全管理でした。

次に、63番について、位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておらず保全管理でした。

いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、59番から63番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員

14番、小園が64番を報告します。

去る9月8日、中野委員、事務局の長沼職員と現地調査を行いました。

位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で管理はされていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、64番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

枇杷委員

1番、枇杷が65番と66番を報告します。

調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。

まず、65番について、位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。申請地の現況は、4筆とも田で、高城町の1筆は耕作されておらず保全管理され、御陵下町の3筆は耕作されていきました。

次に、66番について、位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておらず保全管理でした。

いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、65番と66番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員

9番、下茂が67番を報告します。

去る9月9日、箱川委員、事務局の杉安職員と現地調査を行いました。

位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で管理されていきました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、67番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

枇杷委員 1 番、枇杷が 6 8 番を報告します。
調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。
位置図 1 1 ページ、調査表 1 2 ページをご覧ください。申請地の現況は、耕作されておらず保全管理されていました。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。
以上のことから、6 8 番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 3 4 3 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。
議案第 3 4 3 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。
次に、議案第 3 4 4 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 4 4 号を説明いたします。資料は 1 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号 6 9 番、7 0 番までの 2 件で、登記地目 田 2 筆 7 6 2 m²の申請がありました。
内容について説明いたします。
受理番号 6 9 番は一般住宅、7 0 番は、運動公園と通路の目的で申請されるものです。
受理番号 7 0 番は、隣接の宅地を通るため、通行承諾書が添付されています。
以上 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３４４号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。

議案第 3 4 4 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次に、議案第 3 4 5 号「農地法第 5 条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

12

受理番号 7 1 番は、砂利採取（一時転用）の目的で申請される
ものです。6 1 0 5 番 1 4 9 山林 外 2 0 筆 実測面積
1 4 , 0 4 0 . 6 9 m²と一体利用で総面積 1 6 , 1 2 8 . 6 9 m²
となります。

また、農地復元誓約書が添付されています。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類
審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 4 5 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 1 7 番、永留が 7 1 番を報告します。
去る 9 月 9 日、福壽委員、事務局の泉職員と現地調査を行い
ました。
位置図 1 4 ページ、調査表 1 5 ページをご覧ください。申請地
の現況は、前年の許可同様、砂利採取場として利用されています。
申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現
地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当
と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 3 4 5 号については、原案のとおり許可相当と意見決定
することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第 3 4 5 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に
書類を進達することに決定します。
次に、議案第 3 4 6 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使
用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 4 6 号を説明いたします。資料は、1 6 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

 今月の申請は、受理番号 7 2 番、7 3 番までの 2 件で、登記地目 田 2 筆 6 6 2 m²、畑 1 筆 3 9 0 m²、合計 3 筆 1, 0 5 2 m²の申請がありました。

 内容について説明いたします。

 受理番号 7 2 番、7 3 番ともに一般住宅の目的で申請されるものです。

 7 3 番は、仮換地実測面積 4 8 7. 0 9 m²となっています。

 以上 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

 以上で議案第 3 4 6 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 9 番、下茂が 7 2 番と 7 3 番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。

 まず 7 2 番は、位置図 1 5 ページ、調査表 1 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で管理されていました。

 次に、7 3 番は、位置図 1 6 ページ、調査表 1 7 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されておりませんでした。

 申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

 以上のことから、7 2 番、7 3 番は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
 質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

 議案第 3 4 6 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第 3 4 6 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次は、議案第 3 4 7 号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長

議案第 3 4 7 号を説明いたします。資料は、17 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 20 番から 22 番の 3 件で、登記地目畑 3 筆 1, 515 m²の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、受理番号 20 番は、平成元年 4 月頃に隣接地に居宅が建設されてから、宅地の一部として利用されています。

薩摩川内市農業員会非農地証明書の発行基準 3 に基づき、20 年以降経過していることを確認いたしました。

21 番と 22 番は、21 番は、平成 17 年頃から、22 番は、平成 25 年頃から耕作しておらず、山林化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い、山林化していることを確認しました。

受理番号 20 番は、「宅地」、21 番と 22 番は、「山林」として、不動産登記法に係る地目をそれぞれ変更するために申請されるものです。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願が提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 3 4 7 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の

現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

枇杷委員 1 番、枇杷が 20 番を報告します。
調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。
位置図 17 ページ、調査表 18 ページをご覧ください。申請地の現況は、宅地で本市非農地証明発行基準を満たし、周辺は宅地で影響はないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

木場委員 9番、枇杷が21番を報告します。

去る9月8日、奥委員、事務局の泉職員と現地調査を行いました。

位置図18ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は、山林で平成17年から耕作しておらず、山林化しております。本市非農地証明発行基準を満たし、周辺に影響はないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

梶原委員 8番、梶原が22番を報告します。

去る9月8日、高木委員、事務局の長沼職員と現地調査を行いました。

位置図19ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、竹と雑木で山林化しております。周辺には農地はありますが、1mから2mの段差があり、影響は少ないと思われます。

本市非農地証明発行基準を満たし、周辺に影響はないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第３４７号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第３４７号は原案どおり決定されました。

次は、議案第３４８号「農地法第３条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 4 8 号を説明いたします。資料は、1 8 ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号 2 番の 1 件で、登記地目 田 3 筆 7 2 9 m²の取消し願がありました。

内容といたしましては、当該申請地については、令和 2 年 1 1 月 2 4 日付指令薩農委第 2—6 2 号で、農地法第 3 条所有権移転・売許可を受けられましたが、譲渡人の共有者の中に、申請時にすでに死亡された方がおり、法務局での所有権移転登記ができなかったことに伴い、先の許可指令を取消して、再度申請されるため、当該許可の取消し願が提出されたものです。

議案第 3 4 9 号 6 3 番と同時申請となっています。

なお、3 条申請について、転用申請と同様に、申請時の申請者の死亡等の確認ができるように、市外在住の方へは、住民票を添付をお願いします、確認するようにいたしています。

以上で議案第 3 4 8 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第 3 4 8 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 3 4 8 号は、原案のとおり承認されましたので、許可することに決定いたします。

次は、議案第 3 4 9 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 4 9 号を説明いたします。資料は、1 9 ページから 2 0 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 5 8 番から 6 3 番の 6 件で、田 9 筆 5 , 6 3 8 m²、畑 2 筆 1 , 6 6 9 m²、合計 1 1 筆 7 , 3 0 7 m²の申請

がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「相手方の要望」等により、それぞれ売買されるものです。

58番は、湿田で荒廃していたため、5年継続耕作誓約書添付となっています。

61番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

63番は、議案第348号2番と同時申請となっています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第349号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 17番、永留が58番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図20ページ、調査表21ページをご覧ください。

申請地の現況は田ですが、湿田で永年不耕作のため荒廃化しております。申請人は権利取得後、盛土をして今後、田として利用する計画であり、5年計画耕作誓約書が添付されています。

また、権利取得者は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく申請は許可相当と考えます。

以上です。

枇杷委員 1番、枇杷が59番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図21ページ、調査表22ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で、耕作されていました。

権利取得者はブルーベリー、柿、みかんなどの果樹を栽培予定で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

永留委員 17番、永留が60番を報告します。調査日と調査員は先ほど

報告したとおりです。位置図 2 2 ページ、調査表 2 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、耕作されていました。

権利取得者は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

枇杷委員

1 番、枇杷が 6 1 番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図 2 3 ページ、調査表 2 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で、保全管理されていました。

権利取得者は高江みらい学校で農業福祉連携を計画し、障害者の就農継続支援 B 型事業所を運営しています。野菜も栽培予定で経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

下茂委員

9 番、下茂が 6 2 番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図 2 4 ページ、調査表 2 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、水稻を耕作されていました。

権利取得者は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

木場委員

1 0 番、木場が 6 3 番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図 2 5 ページ、調査表 2 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、1 5 4 0 番 1、1 5 4 1 番 1、1 5 4 4 番 1 は耕作されていました。外の 1 5 4 3 番 2、1 5 4 3 番 3、1 5 4 3 番 4 は草を刈ってあり、きれいに管理されていました。権利取得者は規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

梶原委員

8 番、梶原です。

6 1 番について、お尋ねします。受人が個人名になっていますが、先ほど枇杷委員の説明では、団体名だったと思いますが、個人名では受けられないのでしょうか。

梶原 G 長 事務局で説明いたします。

高江にあります高江中学校跡地でやっています法人の取締役です。その法人は障害者を雇用しております。最終的には法人で取得を希望していますが、まだ、そこまでの要件が満たされていないということと、その法人が福祉法人であれば取得は可能ですが、ここは合同会社のため、利益を求める会社であることになります。農地法第 3 条の許可の要件に該当しないです。法人として使用していきたいということもありますので、国としては、農福連携の関連で検討していますが、法律が追いついていない状況であります。農地適格法人に該当しないと取得はできないので、個人取得をして使用するという事です。

議 長 他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 349 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 349 号は原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第 350 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 350 号を説明いたします。資料は 21 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 64 番の 1 件で、登記地目 田 2 筆 1, 457 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、「兄弟間」の贈与によるものです。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第350号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 　17番、永留が64番を報告します。調査日と調査員は先ほど報告したとおりです。位置図26ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、耕作されていました。
権利取得者は兄弟からの受贈による規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第350号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第350号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第351号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　議案第351号を説明いたします。資料は22ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号65番、66番の2件で、登記地目 田2筆183㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、65番と66番、それぞれ、自作地相互の交換によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要

件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第３５１号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

岸委員 　６番、岸が６５番、６６番を同時報告します。９月２日磯道委員と甕島振興局巡田職員と現地調査を行いましたので報告します。位置図２７ページ、調査表２８ページ、２９ページをご覧ください。
申請地の現況は畑で、現在も耕作されていました。
農地の集積による相互の交換によるもので、何ら申請に問題はなく許可相当と考えます。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第３５１号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 （挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第３５１号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第３５２号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 　議案第３５２号を説明いたします。資料は２３ページから２５ページをご覧ください。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議長 議案第 353 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

事務局の内容説明をお願いします。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議案第 3 5 4 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 3 5 4 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次に、議案第 3 5 5 号「農地の公売参加資格認定（農地法第 3 条の規定）の処分決定について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 5 5 号を説明いたします。資料 3 2 ページ、位置図 2 8 ページをご覧ください。

当委員会に対し、国税徴収法第 9 4 条及び地方税法第 3 3 1 条第 6 項の規定に係る「農地の公売に関する買受適格証明願い」の申し出がありましたので、審議を求めるものでございます。

提案する「農地の公売参加資格認定の処分決定について」は、薩摩川内市広報「情報掲示板」で掲載された農地 5 筆のうち、田 1 筆 2 5 7 m²に対し、1 件の買受適格証明の申請がございました。

申請を農地法第 3 条 2 項各号の規定により、審査いたしました結果、機械の所有・農作業従事者数・技術等の全部効率要件及び権利取得後の下限面積・地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

現地については、市農業政策課からの照会で、令和 4 年 6 月 3 日に事務局で現地確認を行っており、農地性が有ることを確認いたしています。

なお公売開始及び開札日時は令和 4 年 1 0 月 2 6 日、売却決定日時は令和 4 年 1 1 月 1 6 日となっています。

以上のようなことから、申請は適格要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で議案第 3 5 5 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第355号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第355号「農地の公売参加資格認定（農地法第3条の規定）の処分決定について」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 10月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 10月の行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

現地調査は12日（水）が本庁班、11日（火）が支所班になります。本庁班は8時10分までに事務局集合をお願いします。

支所につきましては、それぞれの各支所においてご集合ください。議案発送については、10月20日（木）です。

総会は10月27日（木）午後1時から薩摩川内市セントピアで開催予定となっております。

11月総会につきましては、11月25日（金）午後1時から薩摩川内市セントピアを予定しております。

裏面につきましては、10月から12月までの3ヶ月予定となっております。今後の予定等にお役立てください。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (ありません。)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

有馬委員 議案書を見てみますと議案の３４８号から３５３号議案まで年齢と職業だけを記入してありますが、何かありましたでしょうか。

事務局 農地法第４条・５条につきましては、県の様式で、職業欄と年齢覧が省略されたことにより、廃止をさせていただくことになっております。

農地法第３条、利用権につきましては、農作業をできるかどうかの判断もありますので、年齢は残した形で掲載しています。職業欄の方は、省略させていただいております。

議 長 他にご質問、ご意見等はございませんか。

委 員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 ないようですので、これをもちまして第３０回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了１４：３０】